

平成 30 年度上半期における下請法の運用状況、企業間取引の公正化への取組等

平成 30 年 11 月 7 日

公正取引委員会

第 1 下請法の運用状況

1 書面調査の実施状況（第 1 表参照）

下請取引においては、親事業者の下請法違反行為により下請事業者が不利益を受けている場合であっても、その取引の性格から、下請事業者からの自発的な情報提供が期待しにくい実態にある。

このため、公正取引委員会では、親事業者及び当該親事業者と取引のある下請事業者を対象に定期的な書面調査を実施するなどして、下請事業者が親事業者の下請法違反被疑事実を情報提供しやすい環境整備に取り組むことにより、違反行為の発見のために積極的な情報収集に努めている。

平成 30 年度における書面調査は、これまでに資本金の額又は出資の総額が 1000 万円超の親事業者 60,000 名を対象に実施し（6 月）、また、当該親事業者と取引のある下請事業者 300,000 名を対象に実施した（10 月）ところである。

第 1 表 書面調査の実施状況

[単位：名]

	親事業者調査	下請事業者調査	合計
平成 30 年度	60,000	300,000	360,000
製造委託等	39,175	211,741	250,916
役務委託等	20,825	88,259	109,084
平成 29 年度	60,000	300,000	360,000
製造委託等	38,680	208,513	247,193
役務委託等	21,320	91,487	112,807
平成 28 年度	39,150	214,500	253,650
製造委託等	25,696	151,912	177,608
役務委託等	13,454	62,588	76,042

(注 1) 製造委託等：製造委託及び修理委託をいう。以下同じ。

(注 2) 役務委託等：情報成果物作成委託及び役務提供委託をいう。以下同じ。

問い合わせ先 公正取引委員会事務総局 経済取引局 取引部

下請取引調査室 電話 03-3581-3374 (直通) (第 1 関係)

企業取引課 電話 03-3581-3373 (直通) (第 2～第 4 関係)

ホームページ <https://www.jftc.go.jp/>

(下請法に係る相談・申告等 <https://www.jftc.go.jp/shitauke/madoguti.html>)

2 下請法違反被疑事件の処理状況

平成 30 年度上半期（平成 30 年 4 月から 9 月まで。以下同じ。）における下請法違反被疑事件の処理状況は、以下のとおりである。

(1) 下請法違反被疑事件の新規着手及び処理の状況

ア 新規着手状況

新規に着手した下請法違反被疑事件は 5,434 件であり、事件の端緒としては、公正取引委員会が親事業者及び下請事業者を対象に行った書面調査によるものが 5,385 件、下請事業者等からの申告によるものが 49 件となっている。

イ 処理状況

下請法違反被疑事件の処理件数は 5,221 件であり、このうち、5,048 件について、下請法第 7 条の規定に基づく勧告又は違反行為の改善を求める指導の措置を講じている。

(ア) 勧告（第 1 図参照）

勧告件数は 3 件であり、いずれも製造委託に係るものであった。

勧告の対象となった違反行為類型の内訳については、いずれも下請代金の減額であり、その概要は別紙 1 のとおりである。

(イ) 指導（第 2 図参照）

指導件数は 5,045 件であり、このうち 3,427 件が製造委託等に係るもの、1,618 件が役務委託等に係るものであった。

なお、指導を行った事件のうち働き方改革に関連する下請法違反実例については別紙 2 のとおりである。

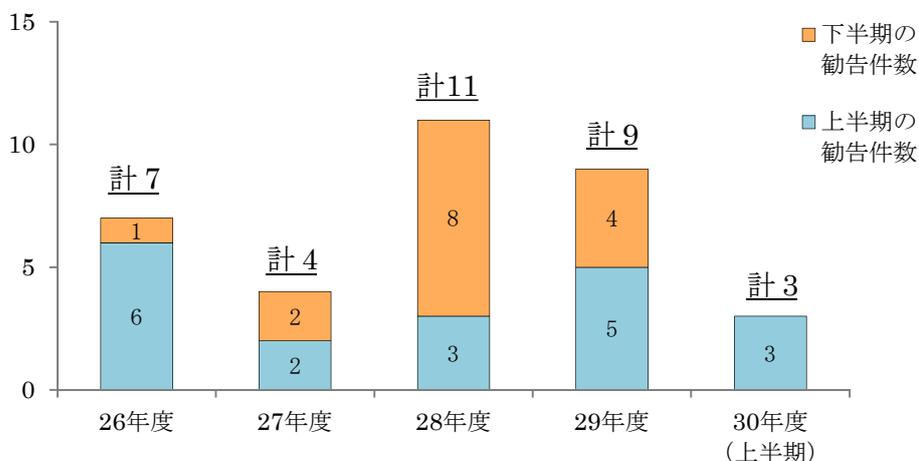
(ウ) 地区ごとの措置件数（別紙 3 参照）

措置件数（勧告又は指導を行った事件の件数をいう。以下同じ。）

5,048 件の都道府県ごとの内訳については別紙 3 のとおりである。

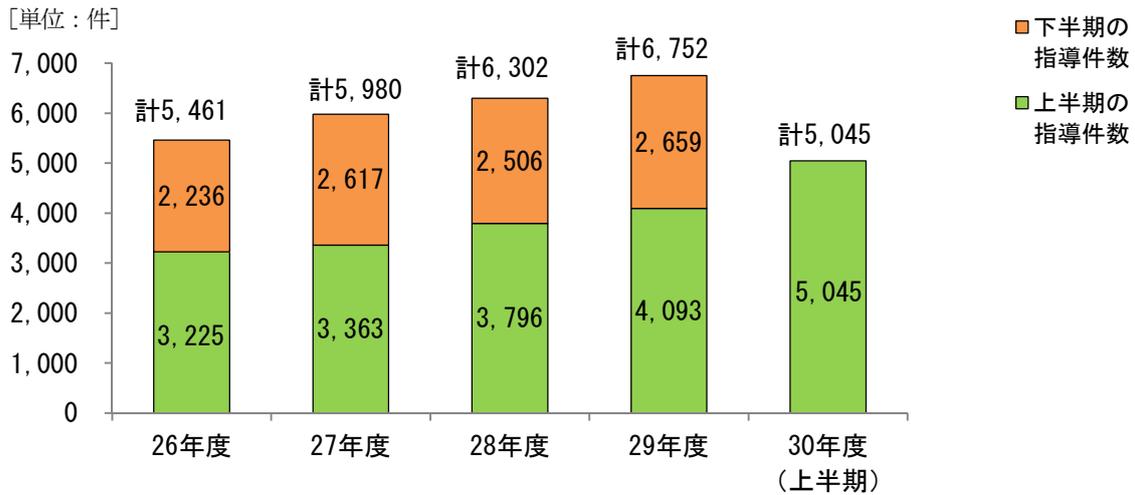
第 1 図 勧告件数の推移

[単位：件]



(注) 各年度の勧告事件については参考資料参照。

第2図 指導件数の推移

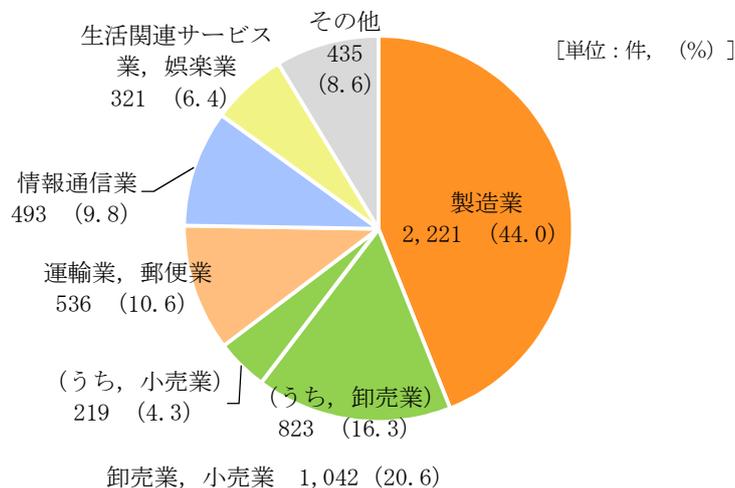


ウ 措置件数の業種別内訳

下請法違反事件に係る措置件数を業種別にみると、①製造業の件数が最も多く（2,221件、44.0%）、②卸売業、小売業（1,042件、20.6%）、③運輸業、郵便業（536件、10.6%）がこれに続いている（第3図参照）。

なお、製造業に対する措置件数（2,221件）の内訳としては、生産用機械器具製造業（449件、20.2%）、はん用機械器具製造業（348件、15.7%）、業務用機械器具製造業（158件、7.1%）等となっている。

第3図 措置件数（5,048件）の業種別内訳



（注1）業種は、日本標準産業分類大分類による。

（注2）（ ）内の数値は措置件数全体に占める比率であり、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計は必ずしも100とならない。以下同じ。

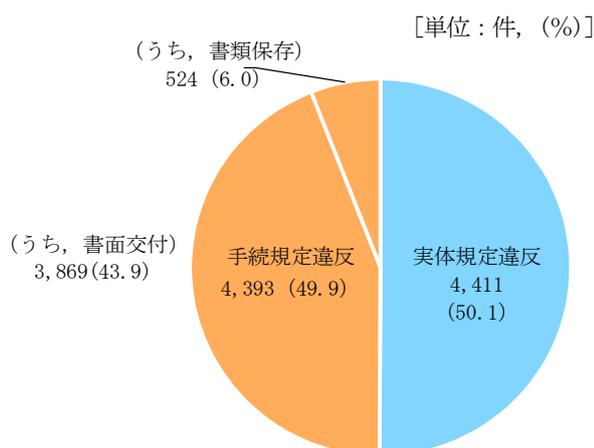
(2) 下請法違反行為の類型別件数

ア 勧告又は指導を行った事件における下請法違反行為を類型別にみると、発注書面の交付義務等を定めた手続規定に係る違反（下請法第3条又は第5条違反）が4,393件、親事業者の禁止行為を定めた実体規定に係る違反（下請法第4条違反）が4,411件となっている（第4-1図参照）。

イ 実体規定違反行為の類型別内訳としては、①下請代金の支払遅延が2,124件（実体規定違反行為の類型別件数の合計の48.2%）と最も多く、次いで、②買ったたき（1,004件、22.8%）、③減額（523件、11.9%）となっており、これら3つの行為類型で全体の8割以上を占めている（第4-2図参照）。

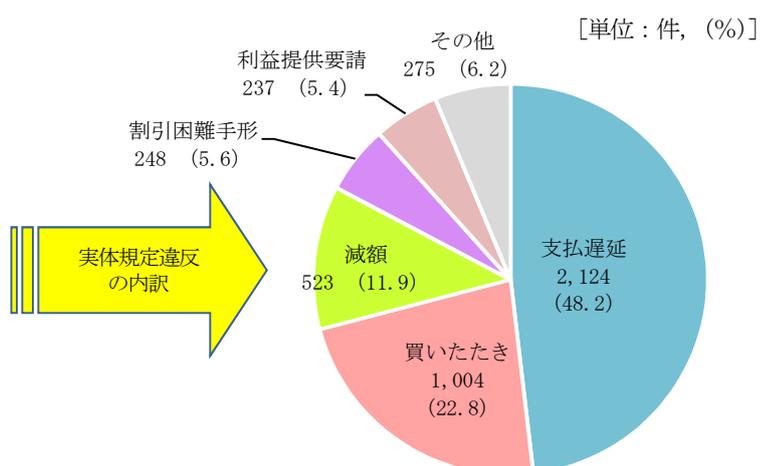
（注）一つの事案において複数の行為類型について勧告又は指導を行っている場合があるため、違反行為の類型別件数の合計と前記(1)の「措置」の件数（「勧告」及び「指導」の合計件数）とは一致しない。

第4-1図
類型別件数（8,804件）の内訳



（注）（ ）内の数値は類型別件数に占める比率である。

第4-2図
実体規定違反件数（4,411件）の行為類型別内訳



（注）（ ）内の数値は実体規定違反件数に占める比率である。

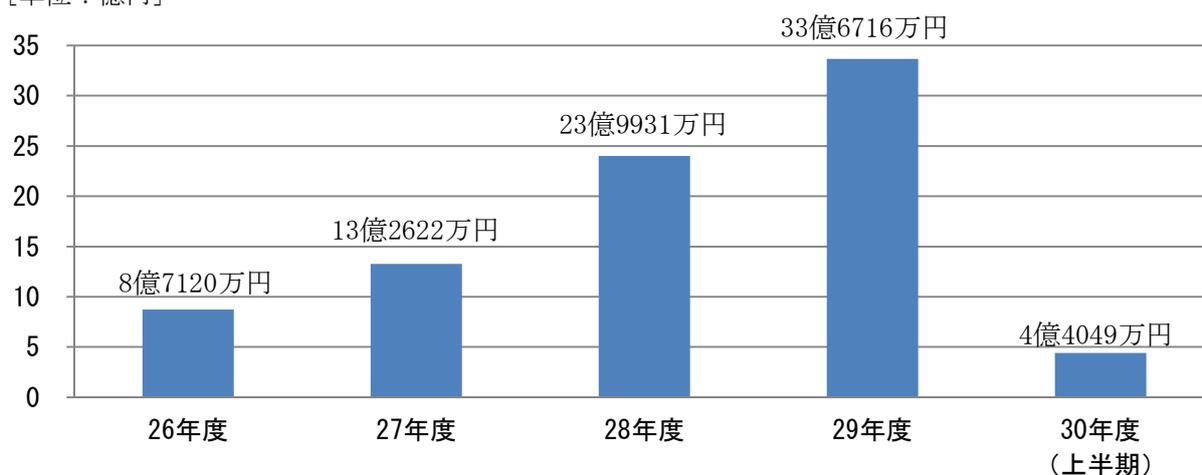
(3) 下請事業者が被った不利益の原状回復の状況

平成30年度上半期においては、下請事業者が被った不利益について、親事業者134名から、下請事業者5,989名に対し、下請代金の減額分の返還等、総額4億4049万円相当の原状回復が行われた。

なお、平成26年度以降の原状回復額の推移については第5図のとおりである。

第5図 原状回復額の推移

[単位：億円]



(4) 下請法違反行為を自発的に申し出た親事業者に係る事案 (第2表参照)

公正取引委員会は、親事業者の自発的な改善措置が下請事業者が受けた不利益の早期回復に資することに鑑み、公正取引委員会が調査に着手する前に、違反行為を自発的に申し出、かつ、下請事業者に与えた不利益を回復するために必要な措置等、自発的な改善措置を採っているなどの事由が認められる事案については、親事業者の法令遵守を促す観点から、下請事業者の利益を保護するために必要な措置を採ることを勧告するまでの必要はないものとして取り扱うこととし、この旨を公表している(平成20年12月17日公表^(注1))。

平成30年度上半期においては、上記のような親事業者からの違反行為の自発的な申出は23件であった。平成30年度上半期においては、親事業者からの違反行為の自発的な申出により、下請事業者70名に対し、下請代金の減額分の返還等、総額805万円相当の原状回復が行われた^(注2)。

(注1) https://www.jftc.go.jp/shitauke/shitauke_tetsuduki/081217.html

(注2) 前記(3)記載の金額の内数である。

第2表 自発的な申出の件数

[単位：件]

平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度 (上半期)
47	52	61	47	23

第2 企業間取引の公正化への取組

公正取引委員会は、企業間取引の公正化を目的として、下請法及び優越的地位の濫用規制（以下「下請法等」という。）に係る違反行為を未然に防止するための各種の施策を実施している。

特に、親事業者による違反行為の未然防止や事業者からの下請法違反行為に係る情報提供に資するよう、違反行為事例の充実等を内容とした「下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準」の改正等を平成28年12月14日に実施しており、平成30年度上半期においても、その内容について普及・啓発を図るため、公正取引委員会が主催する下請法等の講習会等において説明を行っている。

平成30年度上半期の状況は次のとおりである。

1 下請法等に係る講習会

(1) 基礎講習会

企業のコンプライアンス意識の高まりや初心者向けの講習会開催に係る要望等を踏まえ、下請法等に関する基礎知識を習得することを希望する者を対象とした「基礎講習会」を実施している。

平成30年度上半期においては、52回の講習会を実施した。

(2) 業種別講習会

過去に下請法等に係る違反行為がみられた業種、各種実態調査で問題がみられた業種等の事業者に対して一層の法令遵守を促すことを目的として、業種ごとの実態に即した分かりやすい具体例を用いて説明を行う「業種別講習会」を実施している。

平成30年度上半期においては、荷主・物流事業者向けに10回、大規模小売業者向けに7回の講習会を実施した。

2 下請法等に係る相談

(1) 相談受付

公正取引委員会では、地方事務所等を含めた全国の相談窓口において、年間を通して、下請法等に係る相談を受け付けている。

平成30年度上半期においては、4,786件の相談に対応した。

(2) 中小事業者のための移動相談会

下請事業者を始めとする中小事業者からの求めに応じ、全国の当該中小事業者が所在する地域に公正取引委員会の職員が出向いて、下請法等について基本的な内容を分かりやすく説明するとともに相談受付等を行う「中小事業者のための移動相談会」を実施している。

平成30年度上半期においては、10か所で実施した。

<https://www.jftc.go.jp/event/kousyukai/idousoudankai.html>

(3) 独占禁止法相談ネットワーク

公正取引委員会は、商工会議所及び商工会の協力の下、独占禁止法相談ネットワークを運営しており、独占禁止法及び下請法に関する中小事業者からの相

談に適切に対応することができるように、全国の商工会議所及び商工会が有する中小事業者に対する相談窓口（約2,300か所）を活用し、相談を受け付けている。

平成30年度上半期においては、全国の商工会議所及び商工会で従事する経営指導員向けの研修会等へ18回講師を派遣するとともに、中小事業者向けリーフレット（「1分で分かる！独禁法」）等の参考資料を全国の商工会議所及び商工会へ配布した。

3 下請取引等改善協力委員

公正取引委員会は、下請法等の効果的な運用に資するため、各地域の下請取引等の実情に明るい中小事業者等に下請取引等改善協力委員を委嘱している。平成30年度9月末時点の下請取引等改善協力委員（定員）は153名である。

平成30年度上半期においては、5月以降、下請取引等改善協力委員から下請取引の現状等について意見聴取を行った。寄せられた主な意見の概要は別紙4のとおりである。

4 コンプライアンス確立への積極的支援

公正取引委員会は、事業者等からの下請法等に係る相談に応じるとともに、下請法等の一層の普及・啓発を図るため、事業者団体が開催する研修会等に講師を派遣している。

平成30年度上半期においては、事業者団体等へ24回講師を派遣した。

5 取引実態調査等

公正取引委員会は、企業間取引の公正化を図る必要性が大きい分野について、実態調査等を実施し、独占禁止法及び下請法の普及・啓発等に活用している。

(1) 荷主と物流事業者との取引に関する書面調査

公正取引委員会は、荷主による物流事業者に対する優越的地位の濫用を効果的に規制する観点から、平成16年3月8日、「特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合の特定の不公正な取引方法」を指定し、荷主と物流事業者との取引の公正化を図っている。

平成30年8月に、荷主を対象とする書面調査を開始し、調査票（30,000通）を発送した。今後、調査対象とした荷主と取引のある物流事業者に対する書面調査の実施を予定している。

(2) 優越的地位にある取引先からの知的財産権・ノウハウの提供要請等に関する実態調査

公正取引委員会は、製造業を対象として、優越的地位にある取引先からの知的財産権・ノウハウの提供要請等に関する実態調査を行うこととした。

第3 働き方改革関連の事例集

公正取引委員会は、「中小企業・小規模事業者の活力向上のための関係省庁連絡会議」（議長：内閣官房副長官（参））に参画しているところ、その議論も踏

まえつつ、中小企業等の取引条件の改善等に向け、引き続き下請法の積極的な運用を進めているところである。

その一環として、平成30年5月31日に、働き方改革と関連する下請法等違反のおそれのある事例を取りまとめた事例集を公表した。

第4 今後の取組

公正取引委員会は、平成30年度上半期において、下請法違反行為に対して迅速かつ効果的に対処するとともに、違反行為の未然防止を図るための様々な取組を実施してきたところであるが、下請事業者の多くが依然として厳しい対応を迫られていると考えられることから、引き続き、以下の施策について取り組むこととする。

1 下請法違反行為に対する迅速かつ効果的な対処

下請法違反被疑行為を行っている親事業者に対して積極的に調査を行い、重大な違反行為に対しては勧告を積極的に行うなど、下請法違反行為に対して迅速かつ効果的に対処していく。

2 下請法違反行為の未然防止

(1) 下請取引適正化推進月間の実施

公正取引委員会は、中小企業庁と共同して、毎年11月を「下請取引適正化推進月間」と定め、下請法の概要等を説明する「下請取引適正化推進講習会」を全国各地で実施するなど、下請法の普及・啓発を図っている。

平成30年度においては、下請取引適正化推進月間を効果的にPRすることを目的として、キャンペーン標語についての一般公募を実施し、【見直そう働き方と適正価格】を特選作品として選定した。また、47都道府県62会場（うち公正取引委員会主催分26都道府県32会場）において講習会を実施することとしている。

<https://www.jftc.go.jp/shitauke/oshirase/180921.html>

(2) 応用講習会

企業のコンプライアンス意識の高まりや事例研究を中心とした応用的な内容に関する講習を受けたいといった要望等を踏まえ、下請法等に関する基礎知識を有する者を対象とした「応用講習会」を、平成30年12月以降、12回実施する予定である。

(3) 下請法遵守の要請文書の発出

年末にかけての金融繁忙期においては、下請事業者の資金繰り等について厳しさが増すことが懸念されることから、下請代金の支払遅延や減額、買ったたき等の行為が行われることのないよう、平成30年11月中に、親事業者及び関係事業者団体に対し、下請法の遵守の徹底等を要請する文書の発出を予定している。

下請法の各種講習会に参加できない場合であっても、下請法の理解に役立つよう、講習用動画「やさしく解説・よくわかる下請法講座～下請取引で困らないために～」を下記のウェブサイトで公開中。

(公正取引委員会ウェブサイト)

<https://www.jftc.go.jp/houdou/douga.html>

(YouTube 公正取引委員会チャンネル)

<https://www.youtube.com/c/JFTCchannel>

～下請法関係のパンフレットは下記の公正取引委員会ウェブサイトに掲載～

<https://www.jftc.go.jp/houdou/panfu.html>

平成 30 年度上半期における勧告事件

① マル厨工業(株)に対する件（平成 30 年 4 月 26 日）	
親事業者	マル厨工業(株)
事業内容	業務用厨房機器の製造業
下請取引の内容	業務用厨房機器の部品等の製造
違反行為の概要 （期間）	<p>【下請代金の減額（第 4 条第 1 項第 3 号）】</p> <p>ア 「事務手数料及び金利」^{（注1）}を下請代金の額から差し引き又は支払わせることにより、下請代金の額を減じていた（平成 28 年 11 月～平成 29 年 12 月）。</p> <p>イ 「協賛割戻金」^{（注2）}を下請代金の額から差し引くことにより、下請代金の額を減じていた（平成 28 年 11 月～平成 29 年 12 月）。</p> <p>ウ 前記アの「事務手数料及び金利」を(株)マルゼン（マル厨工業(株)は、(株)マルゼンが全額出資する同社の子会社）の指定する金融機関口座に振り込ませる方法で支払させた際に、振込手数料を支払わせることにより、下請代金の額を減じていた。</p> <p>エ 下請代金を下請事業者の金融機関口座に振り込む際に、下請代金の額から(株)マルゼンが実際に金融機関に支払う振込手数料を超える額を差し引くことにより、下請代金の額を減じていた（平成 28 年 11 月～平成 30 年 2 月）。</p>
減額金額	下請事業者 20 名に対し、総額 1680 万 6142 円

（注 1）下請代金の支払方法について、手形払から現金払に変更したことに伴い徴収した金銭のこと。

（注 2）自社の利益確保のために徴収した金銭のこと。

② 小野建(株)に対する件（平成 30 年 6 月 15 日）	
親事業者	小野建(株)
事業内容	鋼材及び建材の卸売業等
下請取引の内容	鋼材及び建材の製造
違反行為の概要 （期間）	<p>【下請代金の減額（第 4 条第 1 項第 3 号）】</p> <p>「割引利息」^{（注）}等を下請代金の額から差し引き又は支払わせることにより、下請代金の額を減じていた（平成 27 年 8 月～平成 29 年 5 月）。</p>
減額金額	下請事業者 1,368 名に対し、総額 3641 万 4345 円

（注）下請代金の支払方法について、手形払から現金払に変更等したことに伴い徴収した金銭のこと。

③ 全日本食品㈱に対する件（平成 30 年 8 月 29 日）	
親事業者	全日本食品㈱
事業内容	食料品等の卸売業等
下請取引の内容	食料品、チラシ等の製造
違反行為の概要 （期間）	<p>【下請代金の減額（第 4 条第 1 項第 3 号）】</p> <p>ア 「年契基本」^{（注 1）}を支払わせることにより、下請代金の額を減じていた（平成 28 年 5 月～平成 29 年 9 月）。</p> <p>イ 「発注オンライン料」^{（注 2）}を下請代金の額から差し引くことにより、下請代金の額を減じていた（平成 28 年 5 月～平成 29 年 11 月）。</p> <p>ウ 「基本（商品）」^{（注 1）}を支払わせることにより、下請代金の額を減じていた（平成 28 年 5 月～同年 12 月）。</p> <p>エ 「販促 スポット条件」^{（注 3）}を下請代金の額から差し引くことにより、下請代金の額を減じていた（平成 28 年 6 月～同年 11 月）。</p> <p>オ 「決算協力金」^{（注 4）}を下請代金の額から差し引くことにより、下請代金の額を減じていた（平成 28 年 8 月～平成 29 年 4 月）。</p> <p>カ 「販売奨励金」^{（注 4）}を下請代金の額から差し引き又は支払わせることにより、下請代金の額を減じていた（平成 28 年 8 月～平成 29 年 4 月）。</p> <p>キ 「厳選 POP 代」^{（注 3）}を下請代金の額から差し引くことにより、下請代金の額を減じていた（平成 28 年 6 月～平成 29 年 3 月）。</p> <p>ク 「西四国業務用惣菜リベート」^{（注 1）}を下請代金の額から差し引くことにより、下請代金の額を減じていた（平成 28 年 5 月～平成 29 年 7 月）。</p> <p>ケ 「西四国アイスリベート」^{（注 1）}を下請代金の額から差し引くことにより、下請代金の額を減じていた（平成 28 年 5 月～平成 29 年 7 月）。</p> <p>コ 前記アの「年契基本」、前記ウの「基本（商品）」又は前記カの「販売奨励金」を自社の指定する金融機関口座に振り込ませる方法で支払させた際に、振込手数料を支払わせていた。</p>
減額金額	下請事業者 21 名に対し、総額 1290 万 2475 円 【勧告前に返還済み】

（注 1）「年契基本」等 自社の利益確保のために徴収した金銭のこと。

（注 2）「発注オンライン料」 発注に係るオンラインシステムの利用料として徴収した金銭のこと。

（注 3）「販促 スポット条件」等 自社商品の販売促進のために徴収した金銭のこと。

（注 4）「決算協力金」等 自社の決算対策等のために徴収した金銭のこと。

～勧告事件の詳細は下記の公正取引委員会ウェブサイトに掲載～

<https://www.jftc.go.jp/shitauke/shitaukekankoku/index.html>

平成 30 年度上半期における働き方改革に関連する下請法違反実例

A社

船体ブロックの製造又は船体塗装を下請事業者に委託しているA社（本社高知県）は、自社の予算が決まっていることなどを理由に、下請事業者から見積書を提出させることなく一方的に単価を定め、また、下請事業者に必要な作業時間についても下請事業者と十分に協議せず、下請事業者の能力に対して短い納期での発注を行った。その結果、納期に間に合わせるために、下請事業者は休日勤務や残業を余儀なくさせられ、人件費等のコストが大幅に増加するにもかかわらず、A社は自社の予算を基準に一方的に下請代金を定めていた。

このような行為は、下請法が禁止する買ったときに該当するおそれがあるとともに、下請事業者の働き方改革も妨げるものである。

B社

板ガラスや鏡の切断・研磨等を下請事業者に委託しているB社（本社東京都）は、自社の取引先から納期の短縮を求められた場合などに、下請事業者と十分に協議せず、当初発注した際の単価を見直さないまま、下請事業者の納期を短縮していた。その結果、下請事業者は残業等による対応を余儀なくさせられ、人件費等のコストが大幅に増加するにもかかわらず、B社は通常の納期で発注した場合の単価と同一の単価を一方的に定めていた。

このような行為は、下請法が禁止する買ったときに該当するおそれがあるとともに、下請事業者の働き方改革も妨げるものである。

C社

アスファルト合材の製造、アスファルト等の破砕作業等を下請事業者に委託しているC社（本社東京都）は、人件費を勝手に設定した上で単価を算出するなどして条件を決め、下請事業者が作業内容、単価等の条件の見直しを申し入れているにもかかわらず、決めた条件でできないのであれば今後は発注しないことを示唆して下請事業者に条件を承諾させるなど、下請事業者と十分に協議をせずに発注していた。その結果、下請事業者は自社のコスト構造に照らすと困難な条件で委託を受けざるを得ないことになるにもかかわらず、C社は作業内容及び単価を一方的に定めていた。

このような行為は、下請法が禁止する買ったときに該当するおそれがあるとともに、下請事業者が業務効率化により労働時間及び人件費を節減しても、その分の下請代金を減らすよう求められるとの懸念を生じさせ、下請事業者の働き方改革も妨げるものである。

措置件数（5,048件）の都道府県ごとの内訳

[単位：件]

平成30年度上半期			平成29年度 上半期	平成30年度上半期			平成29年度 上半期
地区	都道府県	件数		地区	都道府県	件数	
北海道地区	北海道	231	179	近畿地区	福井県	38	49
東北地区	青森県	19	24		滋賀県	61	39
	岩手県	29	20		京都府	121	106
	宮城県	55	38		大阪府	622	503
	秋田県	26	18		兵庫県	189	145
	山形県	29	37		奈良県	31	16
	福島県	33	35		和歌山県	27	17
東北地区計		191	172		近畿地区計		1,089
関東甲信越地区	茨城県	42	45	中国地区	鳥取県	26	18
	栃木県	53	48		島根県	29	24
	群馬県	59	56		岡山県	115	62
	埼玉県	152	154		広島県	172	123
	千葉県	71	66		山口県	58	31
	東京都	1,523	1,118	中国地区計		400	258
	神奈川県	230	217	四国地区	徳島県	24	25
	新潟県	86	69		香川県	56	38
	山梨県	15	21		愛媛県	52	39
	長野県	72	87		高知県	29	17
関東甲信越地区計		2,303	1,881	四国地区計		161	119
中部地区	富山県	30	28	九州地区	福岡県	136	156
	石川県	29	36		佐賀県	14	23
	岐阜県	35	30		長崎県	31	18
	静岡県	79	66		熊本県	37	1
	愛知県	161	146		大分県	20	27
	三重県	28	19		宮崎県	20	30
中部地区計		362	325		鹿児島県	23	28
					九州地区計		281
				沖縄地区	沖縄県	30	6
				全国計		5,048	4,098

(注) 措置を採った親事業者の本社所在地により区分している。

下請取引等改善協力委員から寄せられた主な意見

下請取引等改善協力委員から、下請取引等をめぐる最近の状況等について意見を聴取したところ、寄せられた主な意見は以下のとおりである。

1 下請取引等をめぐる最近の状況

(最近の業績や地域経済の動向)

- 外国人旅行者によるインバウンド効果や、東京オリンピック関連の仕事が増えたことにより、全般的に経済が好調である。(製造業, 卸売業, 情報通信業)
- 地方の中小企業は、売上高が減少傾向にある中、製造設備の老朽化による設備投資に対応できる余力がなく、それを契機に廃業するところがある。(製造業)
- 自動運転やロボット関連産業の発展に伴う仕事が増えており、社会の変化や新たなニーズを感じる。(製造業)

(諸費用の水準及び労働力不足への対応)

- 事業にかかる諸費用、特に物流費と労務費が上昇しているが、価格転嫁できていない。(製造業, サービス業, 情報通信業)
- 電力小売の自由化により、新電力会社の市場参入に加え、既存の電力会社も競争しているおかげか、電力会社から割安なプランを提示されるなど、電力料金が下がってきている。(製造業, サービス業)
- 労働力不足のため、仕事を選ばざるを得ない。労働力が減っても仕事量を維持するために、生産ラインを自動化するなど努力している。(製造業)

(無理な発注への対応)

- 短納期発注であっても、残業代等のコスト増加分を単価に反映して仕事を請けており、これに応じてくれない親事業者とは取引していない。(製造業)
- 短納期発注につき、従業員に残業や休日出勤をさせて納期に間に合わせているが、親事業者に対し、コストの増加分について価格交渉を求めたり、不満を述べたりすることは難しい。(製造業, 卸売業)
- 原材料の支給が遅れ、結果として作業時間がほとんどなく短納期となる場合がある。(製造業)
- 荷物の増加等による車両変更や出発時間の変更は、運送スケジュールに影響を及ぼし調整が難しい。(運輸業)

(働き方改革の妨げとなっている取引先との商習慣、取引条件等)

- 取引先から、合理的な理由の説明もなく納品回数を増やされたが、取引価格に反映されていない。(卸売業、製造業)
- 取引先から発注見込みや予算を確保した旨の連絡があるものの、実際の発注まで相当の期間が空き、業務の平準化の妨げとなっている。(製造業、情報通信業)
- 各々の従業員の労働時間短縮のためには従業員を増やさざるを得ず、結果として人件費が上昇するため、親事業者に対し、これまでの予算では仕事が請けられないことを理解してもらい、次期予算を確保してもらうべく働きかける必要がある。(サービス業)

(その他)

- 「下請代金の支払手段について」(平成 28 年 12 月 14 日)発出後、自動車業界では、1次請けと直接取引している事業者は8割近くが現金払になっているが、3次請け、4次請けとなっていくにつれて現金払の割合が減少している。(製造業)
- フリーランスのデザイナーは、親事業者からデザイン料を買いたたかれたり、発注内容を度々変更されたりしているようだ。(サービス業)
- 運賃と作業料金を区別するよう、標準貨物自動車運送約款が改正されたが、まだ荷主には理解されていないと感じる。(運輸業)
- 外注管理や不良の発生を理由に、親事業者から、企業秘密である原材料や製造工程等の情報開示を求められることがある。(製造業)

2 公正取引委員会への意見・要望等

- 地方銀行の再編について、公正取引委員会が統合後の競争環境を慎重に調査・検討したことについて評価している。(卸売業)
- 公正取引委員会が主催する講習会に毎年参加しており、最新の情報を把握し、対応している。引き続き講習会等を開催してもらい、下請法に触れる機会を設けてもらいたい。(製造業)

下請法違反勧告事件一覧（平成26年4月1日以降）

年度-No.	関係人 (注1)	分野 (注2)	勧告 年月日	違反内容	下請代金の減額		その他(注3)	
					対象下請 事業者数 (名)	減額金額 (円)	対象下請 事業者数 (名)	金額 (円)
26- 1	㈱森創	製造 情報	H26.6.27	減額(値引き)	69	48,067,400		
26- 2	㈱ヒマラヤ	製造	H26.6.27	減額(値引き) 返品	45	19,695,336	2	83,890,601
26- 3	㈱サンリブ	製造	H26.6.30	減額(リベート等)	25	65,081,058		
26- 4	㈱大創産業	製造	H26.7.15	返品(上段) 買いたたき(下段)			62	139,157,024
							2	6,578,897
26- 5	北雄ラッキー㈱	製造	H26.8.20	減額(リベート等)	20	16,956,919		
26- 6	㈱マルシヨク	製造	H26.8.28	減額(リベート等)	24	29,814,207		
26- 7	㈱エスケイジャパン	製造	H27.3.31	減額(歩引き)	37	21,035,449		
27- 1	㈱アマガサ【措置請求】	製造	H27.4.10	減額(支払割引)	21	65,142,852		
27- 2	ゼビオ㈱	製造	H27.7.31	減額(値引き, 遡及適用) 返品	9	13,208,977	4	38,283,097
27- 3	ミヤコ㈱	製造	H27.10.23	減額(セール協賛金値引き, リベート等)	14	21,743,475		
27- 4	㈱大地を守る会	製造	H28.3.25	減額(基本販売協力奨励金, 追加販売協力奨励金)	39	14,855,991		
28- 1	㈱日本セレモニー	役務 情報	H28.6.14	購入強制(おせち料理等)			144	33,021,500
28- 2	㈱ファミリーマート	製造	H28.8.25	減額(開店時販促費, カラー写真台帳制作費, 売価引き)	20	約650,000,000		
28- 3	㈱シジシージャパン	製造	H28.9.27	減額(分荷・荷捌手数料, 達成リベート等) 不当な経済上の利益の提供要請(特別販促 金, デザイン費等)	23	47,165,685	25	17,488,932
28- 4	㈱JFRオンライン	製造	H28.11.11	減額(買先負担額, 媒体製作費協賛金) 返品(上段) 不当な経済上の利益の提供要請(商品リユ ース代)(下段)	9	9,230,944	13	333,130,138
							13	390,132
28- 5	㈱ユーシン	製造	H28.11.16	減額(特別費用等)	41	142,682,625		
28- 6	㈱農協観光	役務	H28.11.25	減額(奨励金等)	13	11,633,936		
28- 7	㈱ニッド	製造	H29.2.23	減額(展示会協賛金, プラスワン登録料等)	28	約115,570,000		
28- 8	㈱ブレナス	製造	H29.3.2	減額(半期協賛金, ディスカウントキャンペーン 協賛金) 返品	6	31,608,872	4	2,519,315
28- 9	㈱あらた	製造	H29.3.7	減額(現金引, 基本取引条件, 無返品分担金 等)	10	15,016,075		
28- 10	㈱井筒授与品店	製造	H29.3.16	減額(歩引き)	40	17,881,006		
28- 11	アトムリビンテック㈱	製造	H29.3.22	減額(金利相当額, 協賛金, 歩引き)	39	47,703,052		

年度-No.	関係人 (注1)	分野 (注2)	勧告 年月日	違反内容	下請代金の減額		その他(注3)	
					対象下請 事業者数 (名)	減額金額 (円)	対象下請 事業者数 (名)	金額 (円)
29- 1	株式会社	製造	H29.4.27	減額(特別条件, 年間レポート等)	52	50,439,920		
29- 2	山崎製パン株式会社【措置請求】	製造	H29.5.10	減額(ベンダー協賛金, 箸・フォーク代等)	10	46,224,401		
29- 3	寿屋フロンテ株式会社	製造	H29.6.23	減額(原低, 遡及適用)	8	18,705,174		
29- 4	タカタ株式会社	製造	H29.7.18	減額(一時金, 遡及適用)	64	249,769,538		
29- 5	株式会社セブン-イレブン・ジャパン	製造	H29.7.21	減額(商品案内作成代, 新店協賛金)	76	227,461,172		
29- 6	株式会社伊藤園	製造	H30.2.5	減額(特別協力金等)	2	118,801,404		
29- 7	サトープリンティング株式会社	製造	H30.3.26	減額(生産システム利用料, ドットプリンタ保守料等)	39	98,815,194		
29- 8	DXアンテナ株式会社	製造	H30.3.29	減額(遡及適用)	1	12,542,830		
29- 9	株式会社大冷	製造	H30.3.30	減額(品質管理指導料等)	43	約469,850,000		
30- 1	マル厨工業株式会社	製造	H30.4.26	減額(事務手数料及び金利, 協賛割戻金等)	20	16,806,142		
30- 2	小野建株式会社	製造	H30.6.15	減額(割引利息等)	1,368	36,414,345		
30- 3	全日本食品株式会社	製造	H30.8.29	減額(決算協力金・販売奨励金等)	21	12,902,475		

(注1)「関係人」欄中「【措置請求】」の記載のあるものは、中小企業庁長官から措置請求があった事件である。

(注2)「分野」欄には、違反に係る下請取引が複数分野ある事件では、下請事業者が被った不利益が大きいものから記載している。

(注3)「その他」欄の「金額」欄には、減額以外の事件について下請事業者が被った不利益の額を記載している。